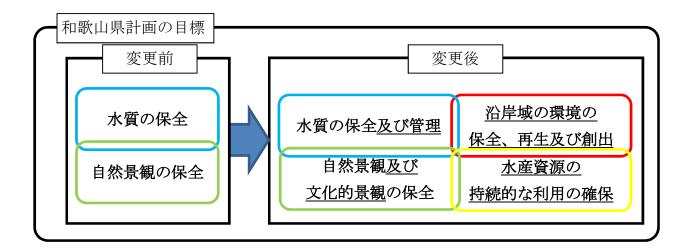
和歌山県計画策定の意義

平成27年10月に改正された瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、瀬戸内海が自然景観と文化的景観を併せて有する景勝の地として、また、生物多様性に富んだ豊かな漁業資源の宝庫として、その恵沢を県民等が継続して享受することができるよう、環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、この計画を策定する。

和歌山県計画の性格

- ① 国の基本計画に基づき、瀬戸内海の環境の保全に関する計画を策定する。
- ② 瀬戸内海の水質及び自然景観等に係る環境保全のための目標を示す。
- ③ 目標を達成のために実施する各施策の基本的方向を明示する。
- ④ 瀬戸内海の環境保全に係る各種施策の指針とする。



和歌山県計画の期間と進捗管理

本計画の期間は概ね10年とする。

策定時から概ね5年ごとに点検し、必要に応じて見直しを行う。

